

村上市 自殺予防行動計画 (案)



書林会作品

(平成25年度村上・岩船地域の
医療を考えるフォーラムより)

村上市
平成27年3月



はぐくもう

愛と思いやりのこころを

はじめに

わが国の自殺者数は平成 10 年に 3 万人を超えて以来、高い水準で推移しており、本市においても、毎年 20 人前後の人たちがその尊い命を自ら亡くされています。

このような状況において、国では平成 18 年 10 月に「自殺対策基本法」が施行されるとともに、平成 19 年 6 月には「自殺総合大綱」が閣議決定され、自殺対策は社会的な取り組みとして実施することになり、地方自治体においても、国と協力して自殺死亡率の減少をめざすことになりました。

自殺の原因は、失業や多重債務、過労や介護疲れ、うつ病など、その背景にはさまざまな社会的な問題が大きく関与していることから、総合的な取り組みが不可欠です。

そこで、本市では、昨年 6 月に「村上市民の命の大切さと心の絆を深める条例」を制定いたしました。

また、この条例制定に伴い、自殺対策を総合的に推進するための具体的な行動を定めた「村上市自殺予防対策行動計画」を策定いたしました。

今後は本計画に基づき、自殺予防のための普及啓発や相談窓口の周知の強化、こころの病気の早期発見、早期治療の推進など、積極的な対策を講ずるとともに、関係機関との連携を強化しながら、総合的な対策に取り組んでいきます。

平成 27 年 3 月

村上市長 大滝 平正

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画の推進体制	3
5 計画の数値目標	3

第2章 村上市の自殺の現状

1 自殺者数・自殺率の推移	4
2 年代別・男女別自殺者数	5
3 原因・動機別の状況	5
4 職業別状況	6
5 自殺時の状況	6
6 自損事故救急出動数	9
7 こころの健康チェック（平成25年度うつスクリーニングのまとめ）	11

第3章 村上市における取り組み状況と課題

1 取り組み状況	14
(1) -1 普及啓発事業	15
(2) -1 相談事業	16
(2) -2 人材養成事業	17
(3) -1 うつ対策事業	17
(4) -1 他団体との連携	18
(4) -2 市役所全体としての取り組み	18
2 課題	19
(1) 市民の自殺予防に対する意識について	19

(2) 相談窓口について	19
(3) 精神疾患の早期発見・早期治療について	19
(4) 関係機関との連携について	19

第4章 計画の推進

1 施策の体系	20
2 具体的な取り組み	21
(1) 自殺予防に関する普及啓発の推進	21
(2) 相談窓口の周知及び充実	23
(3) 心の健康づくりと心の病気の早期発見・早期治療	27
(4) 自殺予防を目的とした関係機関とのネットワークづくり	29

資料編

- ・ 村上市民の命の大切さと心の絆を深める条例
- ・ 村上市民の命の大切さと心の絆を深める自殺予防対策検討委員会条例
- ・ 村上市民の命の大切さと心の絆を深める自殺予防対策検討委員会名簿
- ・ 村上市民の命の大切さと心の絆を深める自殺予防対策検討委員及び関係団体の活動状況

- ・ 自殺対策基本法

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

わが国では平成10年に自殺者数が3万人を超え、それ以降も高い水準で推移し、大きな社会問題となっています。

平成18年10月、国を挙げて自殺対策を総合的に推進することにより、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等に対する支援の充実を図るために、自殺対策基本法が施行されました。

自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として自殺総合対策大綱が策定され、その下で自殺対策を総合的に推進してきましたが、平成24年8月に見直しされました。

この大綱では、「自殺は、多くが追い込まれた末の死である」「自殺は、その多くが防ぐことができる社会的な問題である」「自殺を考えている人は何らかのサインを発していることが多い」ということが、基本認識となっています。国、地方、関係団体や企業のそれぞれの役割を示すとともに、自殺は誰にでも起こり得る危機であって、その場合には誰かに援助を求めることが適当であるということを普及すること、若年者への取り組みの重要性や関連する分野のネットワークとの連携体制の確立等の効果的な対策を取り組むことを明確にしています。

自殺対策の数値目標は改正前と変更なく「2016年までに自殺死亡率を20%以上減少させること」を、掲げています。

村上市においても、年間20人前後が自殺により尊い命を失っており、平成24年の人口10万人対の死亡率は40.53と新潟県、全国を上回っています。(厚生労働省「人口動態統計」より)新潟県は全国の中でもワースト上位であり、村上市の状況は深刻と言えます。

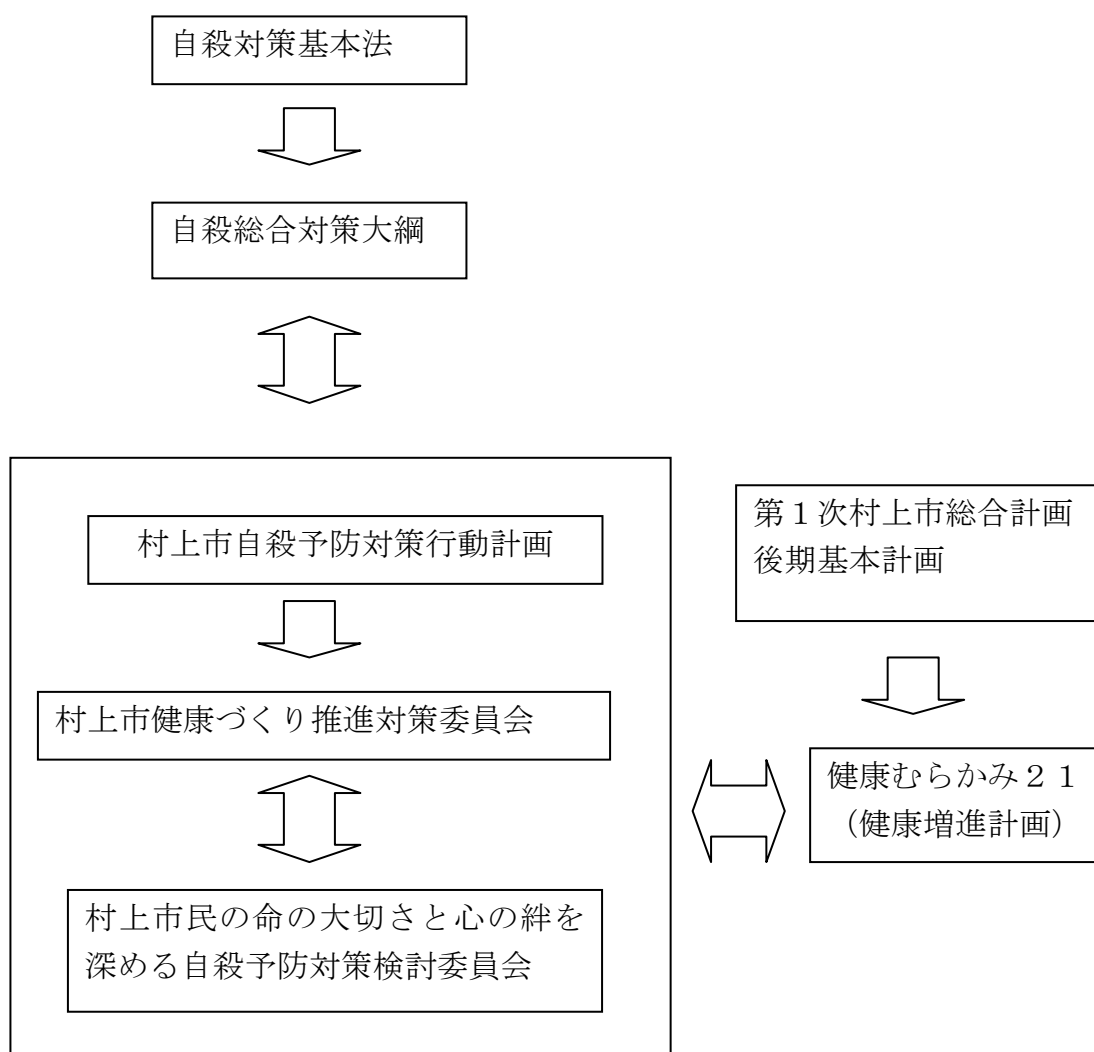
以上の状況から、本市では平成24年11月に「村上市民の命の大切さと心の絆を深める条例化に向けての取り組み指針」を策定し、自殺予防の取り組みを進めることとしました。

また、平成25年度には「村上市自殺予防対策庁内検討委員会」を立ち上げ、市の自殺予防対策の現状と課題の整理、庁内における今後の取り組みの検討を行うとともに、職員や市民の啓発普及のための講演等を開催しました。

今年度、6月に「村上市民の命の大切さと心の絆を深める条例」が制定されました。条例制定に伴い、自殺対策を総合的に推進するための具体的な行動を定めた「村上市自殺予防対策行動計画」を策定しました。

2 計画の位置づけ

- (1) 本計画は、自殺対策基本法第4条（地方公共団体の責務）の規定に基づき、村上市民の命の大切さと心の絆を深める条例を設置し、「村上市自殺予防対策行動計画」を策定するものです。
- (2) 本計画は、市の最上位計画である「村上市総合計画」を基とし、健康増進計画「健康むらかみ21」と整合性を持ち、自殺対策に関連する他の計画と連携を図るものです。



3 計画の期間

本計画の計画期間は、平成 27 年度から平成 34 年度までの 8 年間とします。

4 計画の推進体制

- (1) 平成 26 年度に設置された「村上市民の命の大切さと心の絆を深める自殺予防対策検討委員会」(以下、自殺対策検討委員会)を構成する各機関、団体が中心となって、各々の役割を果たすと同時に、相互に緊密な連携、協力を図りながら、各種施策を総合的かつ効果的に推進します。
- (2) 村上市健康づくり推進対策委員会」で施策の推進を図ります。また、自殺予防対策委員会において、計画の進捗管理を行い、着実な推進を図ります。
- (3) 国・県の方針や社会情勢の変化等により、必要に応じて見直すものとします。

5 計画の数値目標

国は、「自殺総合対策大綱」において、「基準年である平成 17 年の自殺死亡率を平成 28 年までに、20%以上減少させること」を目標にしています。

本市では、平成 34 年までに自殺死亡率を 20 以下を目標とします。

項 目		平成 17 年	平成 24 年	平成 28 年	平成 31 年	平成 34 年
自殺死亡率 (人口 10 万人対)	国	24.20	27.78	19.4	—	—
	村上市 (自殺者数)	41.00 (29 人)	40.53 (27 人)	28.8 (19 人)	22.0 (15 人)	20.0 以下 (13 人)

自殺死亡率とは

$$\frac{\text{自殺者数}}{\text{人口 (10 月 1 日現在)}} \times 100,000 \text{ 人}$$

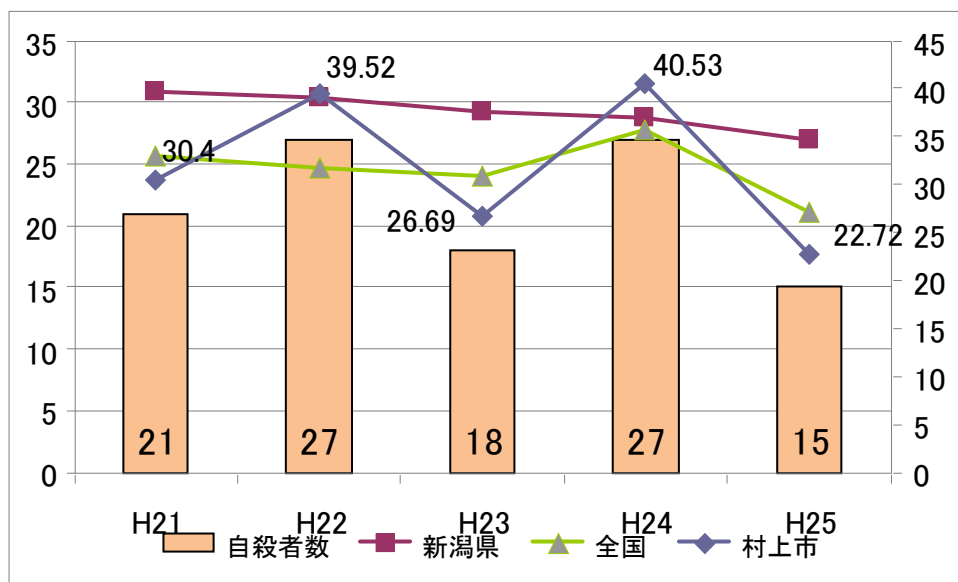
第2章 村上市の自殺の現状

1 自殺者数・自殺率の推移

平成25年の村上市の自殺者数は15人でしたが、毎年約20人前後の方が自殺で亡くなっています。平成22年と24年に27人と最も多くなり、増減を繰り返しながら推移しています。

本市の自殺死亡率は、全国・新潟県の自殺死亡率と比較すると、高い傾向が続いています。

【図1】自殺者数・自殺死亡率の推移（平成20～25年）



資料：地域における自殺の基礎資料（内閣府）

【表1】自殺死亡率の推移（平成21～25年）

（単位：人口10万人対）

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
村上市	30.40	39.52	26.69	40.53	22.72
新潟県	30.85	30.40	29.26	28.67	26.94
全国	25.56	24.66	24.06	27.78	21.06

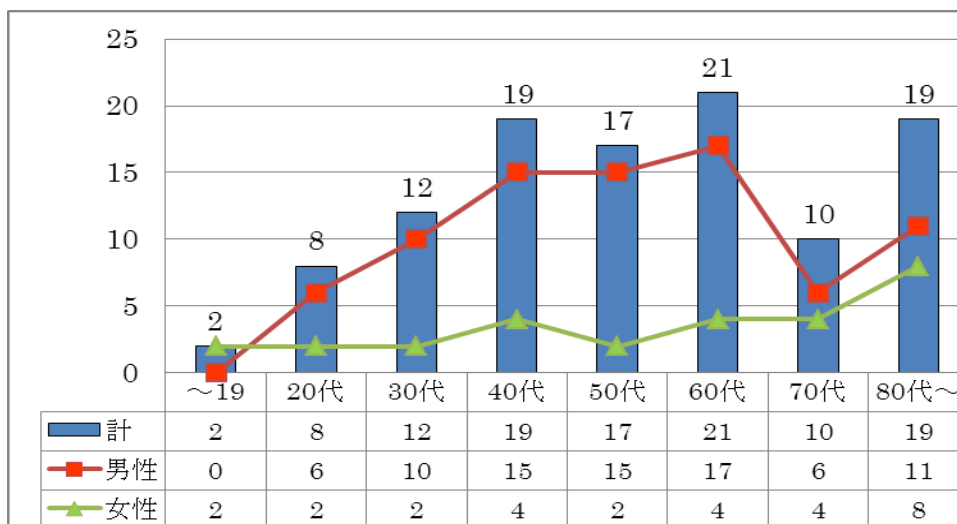
資料：地域における自殺の基礎資料（内閣府）

2 年代別・男女別自殺者数

平成 21 年から 25 年までの自殺者について、男性は働き盛りである 40～60 代で多くなっています。一方、女性では高齢者の 60～80 代で多くなっています。年代によって開きはありますが、圧倒的に男性が多く、女性の 3～7 倍にのぼっています。

【図 2】年代別・男女別自殺者数（平成 21～25 年）

（単位：人）



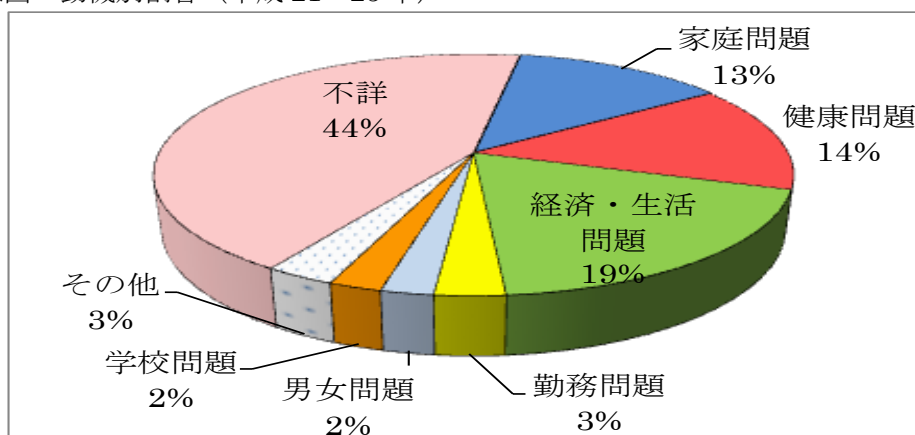
資料：地域における自殺の基礎資料（内閣府）

3 原因・動機別の状況

全国、新潟県（平成 21～25 年総計、地域における自殺の基礎資料（内閣府）より）では、健康問題、経済・生活問題、家庭問題の順に多くなっているのに対し、村上市は経済・生活問題が 19%、次いで健康問題が 14%、家庭問題 13% の順に多くなっています。職業別の状況から、自殺者の多くは定職に就いていない人が多い状況が考えられます。

自殺の背景にはいくつかの原因が重複していることが多く、一つに特定できません。しかし、村上市の平成 21 年から 25 年までの自殺者の原因・動機別として、この上位 3 つで全体の半数を占めています。

【図 3】原因・動機別割合（平成 21～25 年）



※遺書等の自殺を裏付ける資料より明らかに推定できる原因・動機を3つまで計上可能としている。

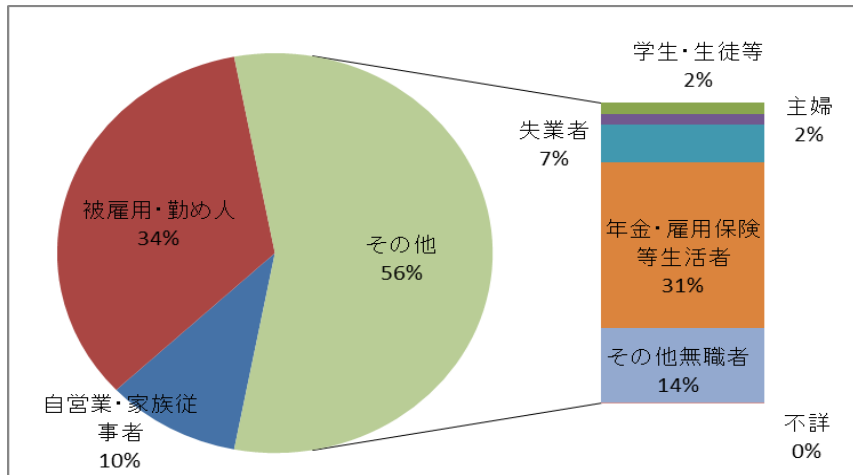
資料：地域における自殺の基礎資料（内閣府）

4 職業別状況

平成21年から25年までの自殺者を職業別で見ると、「被雇用・勤め人」が3割、「自営業者」が1割を占めています。学生（2%）・主婦（2%）・失業者（7%）・年金等生活者（31%）・その他の無職者（14%）を合わせた「その他」が5割です。

原因・動機別状況から、経済・生活問題を抱えている人が最多であり、経済状況・就業状況との関連も考えられます。

【図4】職業別割合（平成21～25年）



年金・雇用保険等生活者：国民年金、雇用保険で生活している人。雇用保険は失業した人や育児・介護のために一時的に就業が困難になった人に対して各種給付を行う制度。

その他無職者：主婦、失業者、年金・雇用保険等生活者以外の全ての無職者（利子・配当・家賃等生活者、浮浪者、その他の無職者）が含まれる

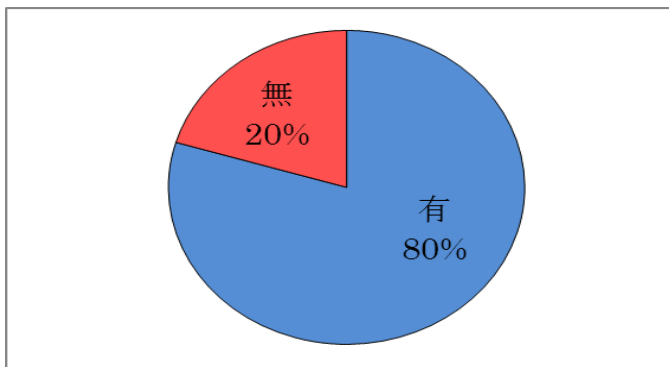
資料：地域における自殺の基礎資料（内閣府）

5 自殺時の状況

(1) 同居人の有無について

平成21年から25年までの自殺者は、家族と同居している人が8割にのぼりました。家族と生活をしていても、家庭内孤立や孤独感を感じている人がいるのではないかと思います。

【図 5】同居人の有無（平成 21～25 年）



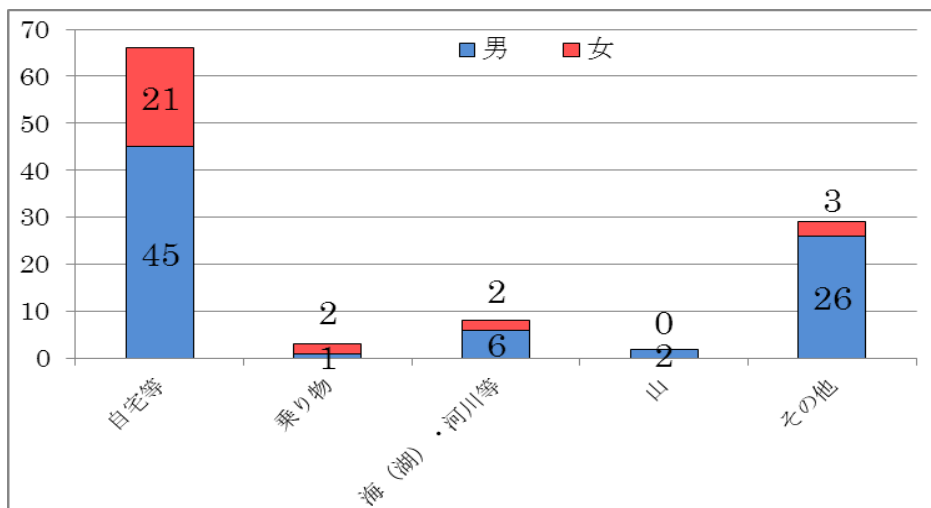
資料：地域における自殺の基礎資料（内閣府）

(2) 自殺企図の場所及び手段について

平成 21 年から 25 年までの自殺企図の場所は、6 割が自宅となっています。男女問わず多い傾向にあります。手段については、縊頸をする人が全体の 7 割を占めています。これは、男女問わず多い傾向にあります。

【図 6】男女別自殺企図の場所（平成 21～25 年）

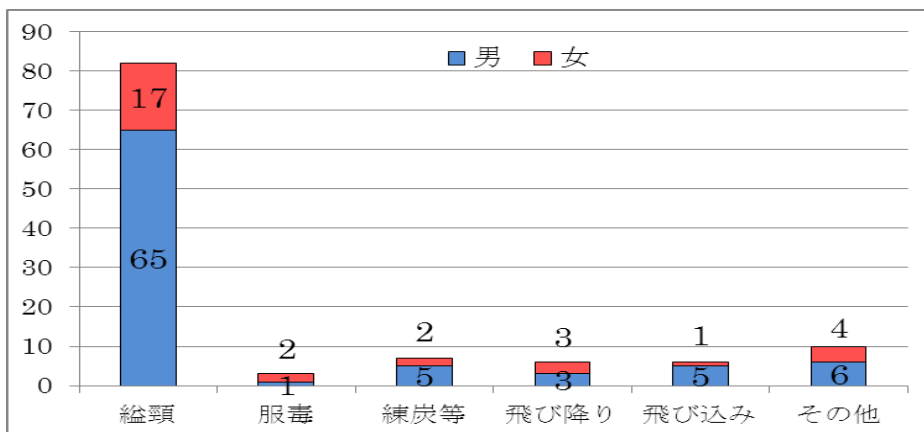
（単位：人）



資料：地域における自殺の基礎資料（内閣府）

【図 7】男女別自殺の企図手段（平成 21～25 年）

（単位：人）



資料：地域における自殺の基礎資料（内閣府）

(3) 曜日別及び時間帯について

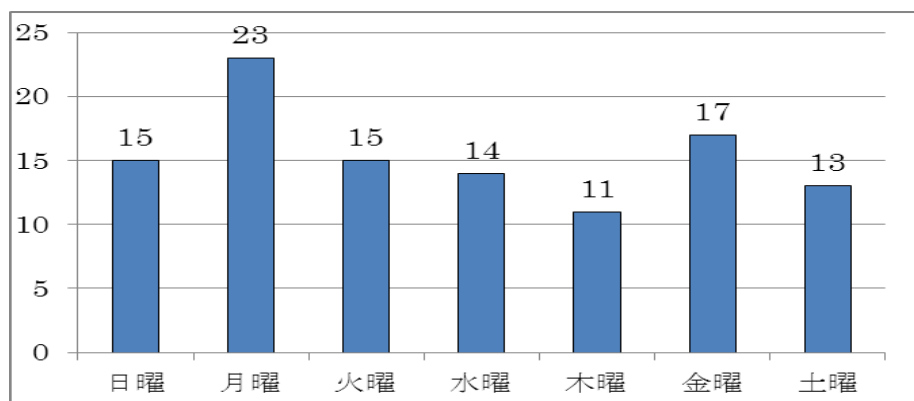
平成 21 年から 25 年までの自殺に至った曜日について、男女総計で見ると村上市では月曜日、金曜日の順に多くなっています。これらは、週の始めと終わりであることから、仕事との関連が考えられます。また、全国、新潟県も月曜日が最多であります。次いで多いのが火曜日となっています。

男女別で見ると、男性は月曜日、金曜日、女性は水曜日、土曜日に多い傾向があります。

時間帯について、本人を含めた家族が目覚め、活動を始める時間帯である早朝（6～8 時）が、村上市では最多となっています。全国、新潟県共に、6・8 時の時間帯が最多ではないものの、日付の変わった深夜から正午までの間、午前中に亡くなっている傾向にあるようです。

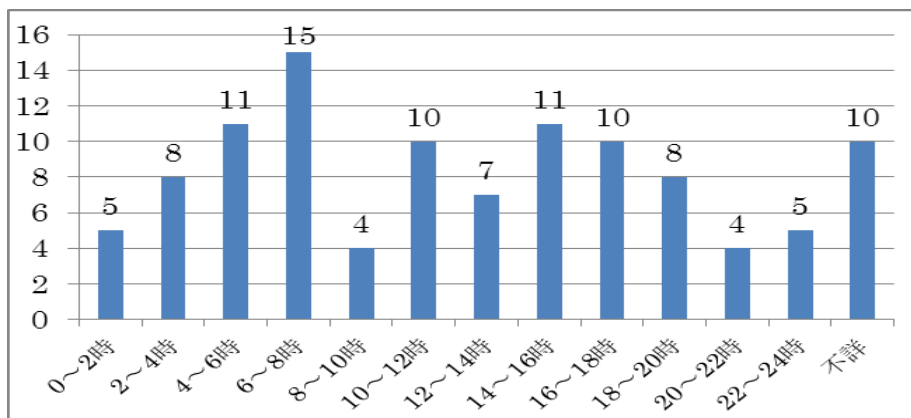
【図 8】曜日別総計（平成 21～25 年）

（単位：人）



【図 9】時間帯別総計（平成 21～25 年）

（単位：人）

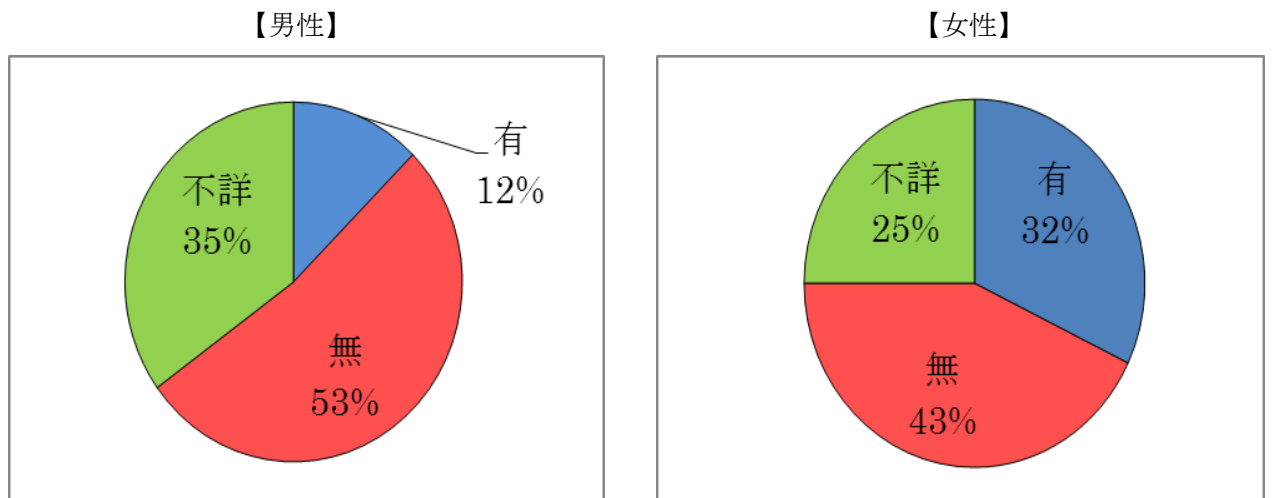


資料：地域における自殺の基礎資料（内閣府）

(4) 未遂歴の有無について

平成 21 年から 25 年までの自殺者のうち、未遂歴のある男性は 1 割に対し、女性では 3 割に上っています。再企図のリスクは高まるため、未遂者の把握も必要になると考えられます。

【図 10】 男女別未遂歴の有無（平成 21～25 年）



資料：地域における自殺の基礎資料（内閣府）

6 自損事故救急出動数

H21～25 年における村上市消防本部が出動した統計（総数）です。村上市・関川村内で発生した自損行為への出動件数のため、市外の方も含まれます。

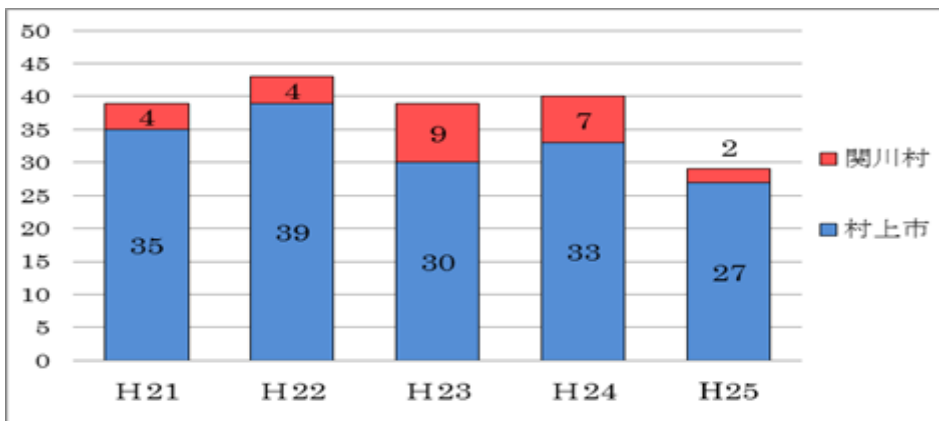
※自損事故：故意に自分自身に障害を加えた事故

(1) 出動件数

自損行為に関する出動については、村上市では毎年 30 件前後となっています。

【図 11】 村上市・関川村別出動件数

(単位：件)



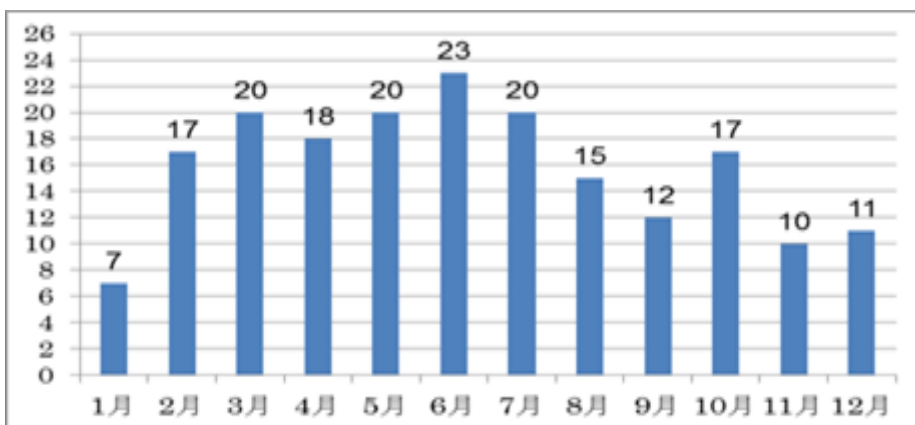
※各出動件数は、搬送・不搬送を合計した数字

(2) 月別出動件数

11月・12月・1月に少なくなっています。

【図 12】 月別出動件数（関川村含む）

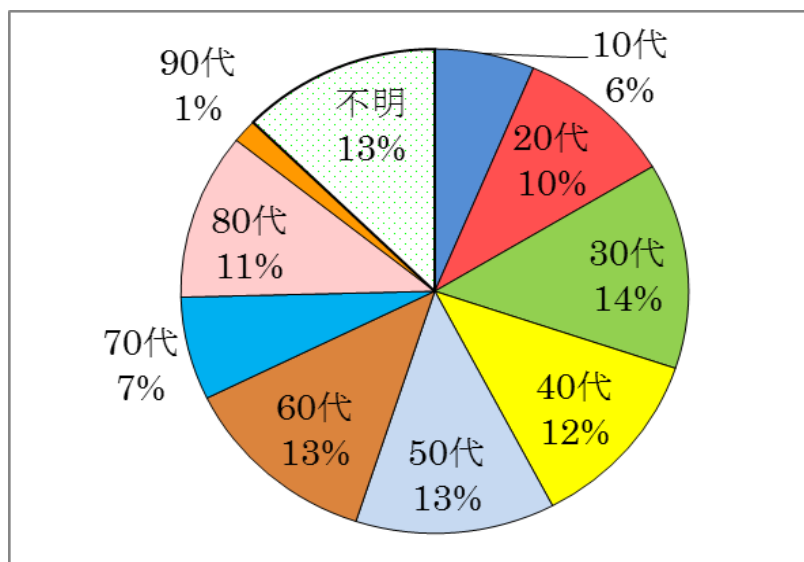
(単位：件)



(3) 年代別出動件数

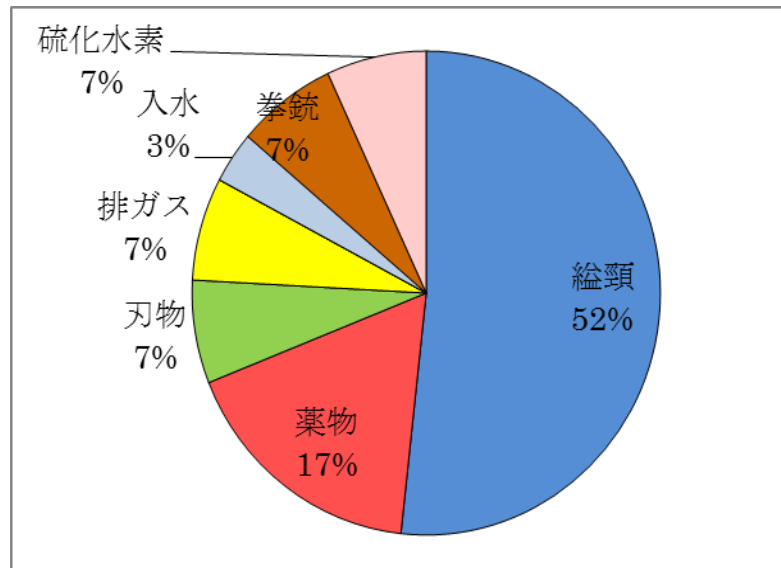
どの年代にも差がなく出動しています。

【図 13】 年代別出動件数（関川村含む）



(4) 自損行為種別 (平成 25 年)
 総額が約半数を占めています。

【図 14】自損行為種別 (関川村含む)



7 こころの健康チェック (平成 25 年度うつスクリーニングのまとめ)

市では特定健診時に、下記の一次スクリーニング (図 15) を実施しており、平成 25 年度は 30~64 歳までの 2,652 人に行いました。一次スクリーニング (図 15) の結果は表 2 のとおり、男性が全体の約 12% と高く、特に 40 代の男性の割合が多くなっています。

一次スクリーニングで「はい」が 2 項目以上ある場合に、二次スクリーニングの対象者として抽出し、聞き取りを行いました (図 16)。対象者 257 人のうち、二次スクリーニング実施者は 211 人であり、そのうち、生活への支障がある人の割合は約 56% と、半数にのぼりました。(表 3)

面接内容を見ると、悩みの原因では健康問題、家庭問題、勤務問題の順に多くなっています。(図 17)

【図 15】 一次スクリーニング

ここ 2 週間の間の状況についてお答えください。		
毎日の生活に充実感がない	はい	いいえ
これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	はい	いいえ
以前は楽にできていたことがおっくうに感じられる	はい	いいえ
自分が役に立つ人間だと思えない	はい	いいえ
わけもなく疲れたような感じがする	はい	いいえ

【表 2】 一次スクリーニングまとめ

(単位：人)

年齢 (歳)	有効回答数		一次スクリーニング： 2項目以上該当者	2項目以上 該当者割合
	男	女		
30歳代 (30～39)	男	95	12	12.6%
	女	238	27	11.3%
40歳代 (40～49)	男	144	20	13.9%
	女	248	20	8.1%
50歳代 (50～59)	男	223	23	10.3%
	女	445	42	9.4%
60～64歳	男	474	56	11.8%
	女	785	57	7.3%
30～64歳	男	936	111	11.9%
	女	1716	146	8.5%
合計		2652	257	84.8%

【図 16】 二次スクリーニング

①ひどく気分が沈みこんで、憂うつになっていることはありませんか	はい	いいえ
②生活が楽しめなくなっていますか	はい	いいえ
③眠れなくなったり、食欲が落ちたりして、生活のリズムが乱れていませんか	はい	いいえ
④つらくて死にたいという気持ちになっていませんか	はい	いいえ
⑤困ったことがあるときに相談できる人はいますか	はい	いいえ

【表 3】 二次スクリーニングのまとめ（「生活への支障なし」の方の面接内容を含む）

（単位：人）

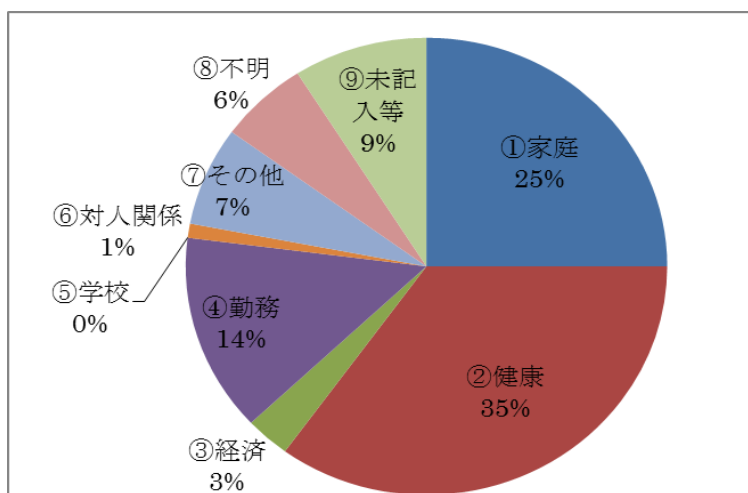
年齢	性別	対象者	実施件数	生活への支障なし	「生活への支障なし」割合	生活への支障あり	「生活への支障あり」割合
30歳代 (30～39)	男	12	10	3	30%	6	60%
	女	27	21	4	19%	16	76%
40歳代 (40～49)	男	20	15	6	40%	8	53%
	女	20	15	3	20%	10	67%
50歳代 (50～59)	男	23	21	5	24%	12	57%
	女	42	32	11	34%	21	66%
60～64歳	男	56	46	13	28%	24	52%
	女	57	51	22	43%	22	43%
30～64歳	男	111	92	27	29%	50	54%
	女	146	119	40	34%	69	58%
合計		257	211	67	32%	119	56%

割合は少数第1位を四捨五入

実施できず・不要・記入ミス等 46人

【図 17】 二次スクリーニング時の聞き取り内容

（単位：人）



第3章 村上市における取り組み状況と課題

1 取り組み状況

村上市では、平成24年11月に「村上市民の命の大切さと心の絆を深める条例化に向けての取り組み指針」を策定し、自殺予防の取り組みを進めることとしました。

また、平成25年度には「村上市自殺予防対策庁内検討委員会」を立ち上げ、市の自殺予防対策の現状と課題の整理、庁内における今後の取り組みの検討を行いました。

平成26年6月に「村上市民の命の大切さと心の絆を深める条例」を制定しました。

市では、自殺予防の取り組みとして、自殺関連の講演会や出前講座、広報等を通じた普及啓発や相談窓口の周知、自殺の危険性の高い人への対応、相談者の資質の向上のための研修など行っています。

新潟いのちの電話等関係機関と連携しながら、普及啓発事業を実施しています。



(1) -1 普及啓発事業

自殺は追い込まれた末の死であり、自殺は防ぐことができる、自殺を考えている人は悩みを抱えながらもサインを発しているという認識で、さまざまな啓発活動を行っています。

①市民に対する普及啓発

関係機関窓口や事業を実施する際にパンフレットやポスターを掲示・設置して、情報提供しています。

9月の自殺対策推進月間や3月の自殺対策強化月間では、市報や告知端末を利用した呼びかけを行っています。

コンビニやATMの窓口等に相談窓口が掲載された「こころの支えマップ」「ちゃんと眠れていますか？カード」を配置して周知を行っています。

保健所と共催して、まちかど保健室を開催し、啓発グッズの配布活動を含めた、うつ病や精神疾患に関する普及啓発を行っています。

②こころの健康づくりの講演会の開催

地域の茶の間や出前講座、フォーラムを開催して、正しい知識の普及を図っています。

また、はまなす支援センターに委託してこころの健康づくり講座を実施しています。

企業に出向き、「こころの健康」について講話を行っています。

出前講座：1回（企業）20人



(2) - 1 相談事業

さまざまな要因により自殺の危険が高まっている人を早期に発見し、適切な支援につなげるための相談・支援を行っています。

①保健師による相談事業



市の保健師が、電話、来庁等により市民のこころの相談に応じています。また、必要によっては、医療機関等と連携を行います。相談内容によっては、関係課への窓口等の紹介も行います。

保健師等相談：249件（H25）

②関係課の相談事業

障がい者、生活困窮者、多重債務者に対する相談、人権や一般市民の相談、児童生徒や養育者等の就学援助等の相談、労働に関する相談など福祉課、市民課、生涯学習課、学校教育課等関係課で行っています。

③地域における見守り、相談支援

地域では、市民の身近な相談役である民生委員・児童委員が中心となり、見守りによる訪問活動の中で相談支援や行政機関などへのパイプ役に務めています。また、老人クラブによる友愛活動で高齢世帯への声かけ等を行い孤立化を防いでいます。

また、街中お年寄り愛所（市内 63 事業所）で簡易な相談支援を行っています。

(2) -2 人材養成事業

保健福祉、教育、相談業務による自殺の危険性の高い人の早期発見、早期対応を行うため、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応ができるように、自殺防止に関する人材養成を行っています。

①ゲートキーパー研修

自殺の危険性の高い市民に接する機会がある保健・福祉関係者、民生委員・児童委員等に、自殺予防に関する意識や技術を習得するための研修を行っています。

10月14日：36人（民生委員）（H26）

(3) -1 うつ対策事業

うつ病等自殺の危険性の高い市民の早期発見に努め、確実に精神科医療につなぐ取り組みを行っています。

①うつ状態等のスクリーニングの実施

30～64歳の特定健診受診者にうつスクリーニングを実施し、ハイリスク者へは訪問により状況を把握し支援しています。

また、65歳以上の市民に介護予防のための基本チェックリストによるアンケートを実施し、「うつ・閉じこもり」の項目該当者に対し、介護予防事業への参加を促しています。

うつスクリーニング：2,652人実施（H25）

②精神疾患を有する（または疑いのある）市民に対する保健師等の訪問活動

早期に精神科医療につなぐために、精神疾患を有する（または疑いのある）市民に向けて、保健師等が訪問指導を行っています。

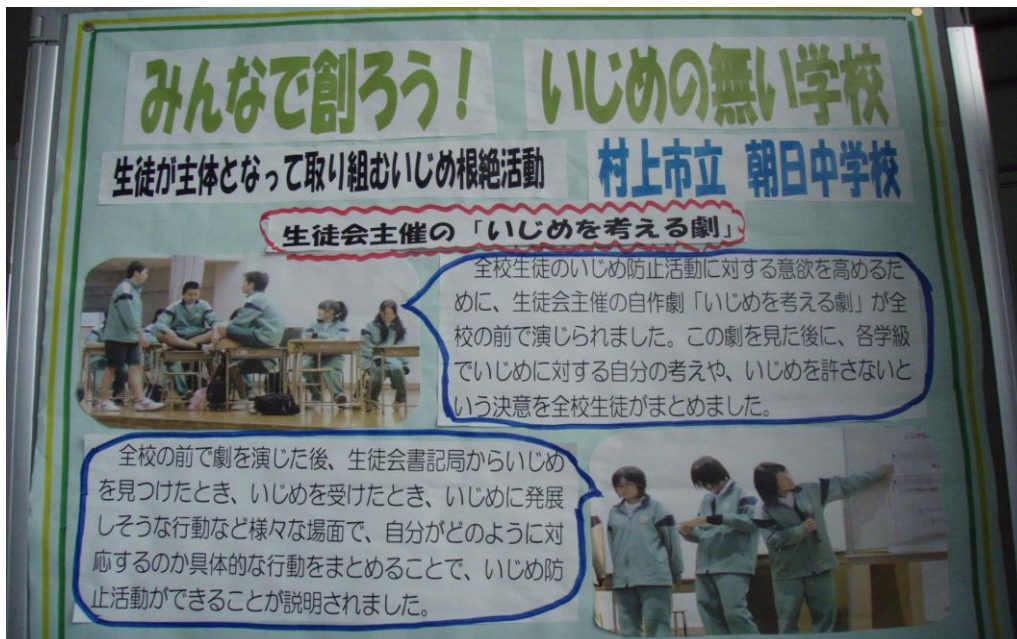
保健師訪問：243件（実）492件（延べ）（H25）

(4) -1 他団体との連携

新潟いのちの電話後援会等と連携しながら、自殺予防の講演会やこころの悩みを聴くセミナーを行っています。

(4) -2 市役所全体としての取り組み

平成 25 年度に、庁内の関係課職員で自殺対策庁内検討委員会を開催して、各課の取り組みをまとめました。



2 課 題

(1) 市民の自殺予防に対する意識について

自殺対策強化月間や推進月間等を通じて、自殺予防についての周知を図ったり、健康教育、健康相談を通じた周知を行っていますが、市民には、まだ自殺の実態や精神疾患に対する理解が十分に得られている状況ではありません。あらゆる機会を利用して周知を図る必要があります。特に、自殺は誰にでも起こり得る危機であって、その場合には誰かに援助を求めることが適当であるということを普及することが重要です。

また、市民が自殺を考えている人に気づき、適切な関わりや相談・専門機関等に繋ぎ、見守っていくことができるよう支援することが大切です。

(2) 相談窓口について

市民は、相談したくてもどこに相談したらよいのかわからない状況もあります。また、相談窓口の周知や専門医、カウンセラーの相談窓口、多方面の相談を受付ける相談窓口等が少ない状況にあります。誰でもが相談しやすい体制づくりや、各種相談機関とのネットワークの強化が求められます。

(3) 精神疾患の早期発見・早期治療について

多くの自殺者はうつ病等の精神疾患に罹患しているなど精神医療上の問題を抱えています。うつ病等の患者は増加傾向にあるといわれていますが、うつ病の発生頻度からすると医療機関を受診している人はごくわずかと推測されます。市では、特定健診等においてうつチェックを行い、健診会場で本人からの聞き取りを行い、専門医の紹介、保健師の訪問等を行い、うつ病の早期発見に努めています。新生児訪問を通じて、産婦の産後うつチェックも実施しています。今後も、早期発見・早期治療のために継続していく必要があります。

(4) 関係機関との連携について

本市は、平成 26 年度に「村上市民の命の大切さと心の絆を深める自殺予防対策検討委員会」を設置しました。自殺の原因をみると、経済・生活問題、家庭問題、健康問題の順に多くなっています。経済・生活問題については社会的要因が深くかかわっており、相談や支援体制の整備、関係者の連携強化が重要となります。自殺の要因となり得る生活困窮、児童虐待、ひきこもりなど関連した分野との連携体制が重要です。

第4章 計画の推進

1 施策の体系

本市では第1次村上市総合計画において、まちづくりの基本目標として「支え合い安心して暮らせる思いやりのまちづくり」の実現をめざしています。その中で、保健・医療の充実を図るために、総合的な健康づくりの推進を掲げています。

また、健康増進計画「健康むらかみ21」においても、健康づくりの基本を7つの分野にわけ、そのひとつに「休養とこころの健康」として取り組みを規定しています。基本目標は、市で制定した条例から「村上市民が命の大切さを認識し、互いにこころの絆を深めながら自殺を防ぐ村上市を目指します。」とします。

基本目標

村上市民が命の大切さを認識し、互いにこころの絆を深めながら自殺を防ぐ村上市を目指します。

基本方針

(1) 自殺予防に関する普及啓発の推進



事業内容

- ① 市民への普及啓発の推進
- ② 情操教育等の充実

(2) 相談窓口の周知及び充実



- ① 地域における相談・支援体制の充実
- ② 家族等の身近な人の見守りに対する支援
- ③ 早期対応の役割を果たす人材の養成

(3) 心の健康づくりと心の病気の早期発見・早期治療



- ① 心の健康づくりの推進体制の整備
- ② 適切な医療を受けるための支援

(4) 自殺予防を目的とした関係機関とのネットワークづくり



- ① 関係機関とのネットワークづくり

2 具体的な取り組み

(1) 自殺予防に関する普及啓発の推進

市民が自殺を考えている人に気づき、適切な関わりや相談・専門機関等に繋ぎ、見守っていくことができるよう、多方面にわたる場面・活動において自殺防止に関する啓発を行います。また、職場、地域、学校での自殺の原因となるさまざまなストレスに対し、ストレス要因の軽減、ストレスへの適切な対応等、心の健康の保持増進のための体制整備を推進します。

特に、自殺は誰にでも起こり得る危機であって、その場合には誰かに援助を求めることが適当であるということを普及していきます。

また、人口動態統計や「地域における自殺の基礎資料」等の統計データ等を活用するとともに、市独自の自殺に関する実態調査等を行うことで、本市における自殺の実態を明らかにしていきます。

①市民への普及啓発の推進

	取り組み内容	担当課	現状	計画
1	市民に向けて、精神保健福祉やうつ予防等についての正しい理解の促進を図るため、各事業を実施する際や関係機関窓口パンフレットやポスター等を掲示・設置し、情報提供と啓発を行います。			
	ア 相談窓口の紹介・周知	保健医療課	随時	継続
	イ こころの健康づくり講座の開催（支援センターはまなす委託事業）	福祉課	1回／年	1回／年
	ウ 各老人クラブによる友愛活動で、高齢者世帯への声掛け・簡単な支援	介護高齢課	随時	継続
	エ 地域の茶の間への出前講座	保健医療課	16回／年	16～20回／年
	オ 自殺予防に関する知識や技術を習得するための、市民向け研修会		1回／年	1回／年
	カ 事業所や商工会に出前講座の利用やパンフレットの配布		—	H27
キ 救急法出向時、自殺予防パンフレットの配布や自殺予防についての講話の実施	消防本部	—	H27	
2	自殺の防止や精神保健福祉等に関する市民の理解を深めるため、自殺対策推進月間（9月）、			

自殺対策強化月間（3月）に重点的に普及啓発活動を行います。				
ア	市報やホームページへ関連記事の掲載、告知端末を利用した呼びかけ	保健医療課 政策推進課	9・3月 実施	9・3月 継続
イ	街頭キャンペーン等で啓発グッズの配布	保健医療課	随時	継続
ウ	9月の自殺対策推進月間等にあわせた講演会の開催		1回／年	1回／年
エ	ポスター掲示 (庁舎・公共交通機関・薬局・理髪店・美容院・寺院・企業等)		一部実施	継続
オ	自殺予防週間（9月10日～16日）には、市役所職員等が自殺予防の胸リボンをつける		—	H27
カ	まごころキーホルダーやステッカー等自殺予防グッズを作成し、自殺予防週間に来庁した市民等に配布		—	H27
キ	市民に対して健康標語（自殺予防）を募集する		—	H27
ク	自殺予防フォーラムの開催		—	H27
3	うつ病予防、精神保健福祉等について正しい理解の促進を図るため、メンタルヘルスや自殺予防関連の図書展示を行います。		生涯学習課	随時
4	相談窓口が掲載された「こころの支えマップ」「ちゃんと眠れていますか？カード」を配置して周知を行います。（コンビニ・ATM・庁舎・公共交通機関・薬局・理髪店・美容院・寺院・企業等）	保健医療課	随時	継続
5	人口動態統計による死亡票を活用して、自殺者の特徴や傾向を分析し、自殺の実態を把握します。	保健医療課	随時	継続
6	庁内関係課や関係機関が保有している自殺対策に関する資料を収集します。	保健医療課	随時	継続
7	関係機関と連携して、市の自殺未遂者の実態を把握します。	保健医療課 消防本部	—	H27
8	庁内関係課や関係機関には調査結果や統計資料等、自殺者の実態について情報を提供します。	保健医療課	随時	継続
9	市民へあらゆる機会を通じ、自殺対策に関する資料等の情報を提供します。	保健医療課	随時	継続

②情操教育等の充実

取り組み内容		担当課	現状	計画
1	各世代に、講座や教室などの学習の場や居場所、生きがいづくりの場、機会を提供し仲間づくり等を支援します。	生涯学習課 各公民館	随時	継続
2	各小中学校では、道徳の授業を中心として、学校の教育活動全体を通じていのちの大切さを伝えます。	学校教育課	随時	継続
3	中学3年生に対して、リーフレットの配布や育成相談の周知を行います。	青少年健全育成センター	随時	継続

(2) 相談窓口の周知及び充実

さまざまな要因により自殺の危険性が高まっている人を早期に発見し、適切な支援につなげるための相談・支援体制の充実をはじめ、社会全体の取り組みを通じて自殺予防を図ります。

保健福祉、教育、相談業務等による自殺の危険性の高い人の早期発見、早期対応を行うため、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応ができるよう、自殺防止に関する人材の養成を図ります。

①地域における相談・支援体制の充実

取り組み内容		担当課	現状	計画	
1	【障がい者に関する相談・支援体制】 障がい者の相談に適切な支援をするとともに、専門機関と連携して対応します。	福祉課	随時	継続	
2	【生活困窮者に関する相談・支援体制】 生活困窮者に対する相談に応じたり、生活保護世帯へ訪問し、生活状況や健康状態を確認し助言等を行います。	福祉課	随時	継続	
3	【市民からの要望や苦情等に関する相談・支援体制】 市民相談で日常の心配事や、困りごと等の相談を受けた場合、庁内窓口の紹介、必要に応じ県弁護士会の法律相談所を紹介します。				
	ア	行政相談	市民課	36回/年	36回/年
	イ	無料弁護士相談 県弁護士会村上相談所	新潟県弁護士会	随時	継続

	ウ	しんきん無料法律相談	村上信用金庫	12回/年	12回/年
	エ	無料法律相談	村上商工会議 所	6回/年	6回/年
	オ	心配ごと相談	社会福祉協議 会	48回/年	48回/年
	カ	司法書士による無料法律相談	司法書士会村 上地区事務局	5回/年	5回/年
4	【乳幼児に関する相談・支援】 養育者等からしつけや発育発達等の育児の悩み、児童虐待等に関する相談に応じ、必要な情報提供や助言、支援を行います。また、必要に応じて関係機関と連携した対応を行います。				
	ア	母子保健に関する健診や相談事業	保健医療課	随時	継続
	イ	保育園や子育て支援センターでの相談事業	福祉課 保健医療課	随時	継続
	ウ	ことばとこころの相談室での相談	学校教育課	随時	継続
	エ	こころとからだの健康相談	保健医療課	12回/年	12回/年
	オ	家庭児童相談室の相談・訪問	福祉課	随時	継続
5	【児童生徒に関する相談・支援体制】 児童生徒や養育者等から転校や就学援助、いじめ等に関する相談に応じ、必要な情報提供や助言、支援を行います。				
	ア	支援が必要な児童生徒と面談して助言、指導を行っています。個別に配慮を要する児童生徒に対して校内体制を整え、全職員で対応します。	学校教育課	随時	継続
	イ	スクールカウンセラーによる相談会の実施			
	ウ	小中学校と情報を共有しながら、児童生徒の支援を行います。	学校教育課 保健医療課		
6	【若者等の自立支援に向けた相談】 若者等が自立するための支援を行います。				
	ア	0～39歳までの相談窓口を設置し、相談、支援を行います。	青少年健全育 成センター	随時	継続
	イ	子ども・若者育成相談ダイヤルを開設し、相談に応じます。			

	ウ	下越地域若者サポートステーション村上常設サテライトで若者を対象にし就労相談を実施します。	商工観光課	随時	継続
	エ	ハローワーク等で就労相談に応じます。			
7		【労働に関する相談・支援体制】 雇用、労働、労務管理に関する問題や悩み等を抱えた市民の相談を、関係機関と連携しながら対応し、必要な情報提供や支援を行います。	商工観光課	随時	継続
8		【人権に関する相談】 人権に関する相談は、その内容により生活人権室で対応または人権擁護委員や関係機関（法務局）等につなげています。	市民課	14回／年 （村上） 3回／年 （他支所）	14回／年 （村上） 3回／年 （他支所）
9		【自殺未遂者に対する相談】 本人からの相談に応じます。	保健医療課	随時	継続
10		【自死遺族に向けた相談】 こころとからだの健康相談や随時相談により遺族からの相談に応じ、情報提供や助言、支援を行います。	保健医療課	12回／年	12回／年
11		【多重債務者に向けた相談】 消費生活センターでの、多重債務等の相談に応じ、多重債務を解決するために必要な情報や助言、支援を行います。相談内容に応じて、県弁護士会の法律相談所を紹介し、無料の相談チケットを発行します。			
	ア	村上市消費生活センター	市民課	随時	継続
	イ	多重債務相談無料電話ガイド	新潟県弁護士会		
	ウ	多重債務ホットライン	新潟県司法書士会		
	エ	多重債務相談窓口	関東財務局新潟財務事務局		
	オ	民事法律扶助による法律相談	法テラス		
	カ	多重債務相談	新潟県消費生活センター		

	キ	多重債務相談	日本クレジットカウンセリング協会		
12	【高齢者に関する相談・支援体制】 高齢者及びその関係者から介護保険制度や高齢者福祉に関する相談に応じ、必要な情報提供や助言、支援を行います。また、必要に応じて、関係機関と連携した対応を行います。				
	ア	街中お年寄り愛所（市内 63 事業所）のような簡易な相談支援ができる場所の設置をすすめます。	介護高齢課	随時	継続
	イ	包括支援センターでの総合相談事業を実施し、[うつ・閉じこもり]等の相談に応じます。			
	ウ	民生委員・区長、ケアマネージャー等と連携しながら、保健師等が支援を行います。	商工観光課	随時	継続
	エ	介護者の負担を軽減するための必要な情報提供や支援を行います。			
13		市独自のまごころ相談ダイヤルの開設	保健医療課	—	*

*類似する相談ダイヤルの内容をふまえ、より効果的な手段等を検討の上、時期を決定する

②家族等の身近な人の見守りに対する支援

取り組み内容		担当課	現状	計画
救急車内にいのちとこころの支援センターからのパンフレットを積載しており、自殺未遂関係者に配布します。		消防本部	随時	継続

③早期対応の役割を果たす人材の養成

【地域の人材を対象とした研修の実施】

取り組み内容		担当課	現状	計画
1	自殺の危険性の高い市民に接する機会がある保健・福祉関係者、消防本部、薬剤師等医療関係者、民生委員・児童委員等に、自殺予防に関する知識や技術を習	保健医療課	1回/年	1~2回/年

	得するための研修会を実施します。(ゲートキーパー研修)			
2	相談にあたる公的機関や民間団体等の職員を対象に、有効な支援を行うために、現場実務者研修会を開催します。	青少年健全育成センター	4回/年	4回/年
3	中高生、専門学生を対象に自殺予防の研修会を開催します。(自殺予防フォーラムと一緒に実施)	保健医療課	—	1回/年

(3) 心の健康づくりと心の病気の早期発見・早期治療

心の健康づくりを推進していくために、市民に対して講演会や健康教育を通じて周知していきます。うつ病等、自殺の危険性の高い市民の早期発見に努め、確実に精神科医療につなぐ取り組みを行い、これらの人々が適切な精神科医療を受けられるよう努めます。

①心の健康づくりの推進体制の整備

【地 域】

	取り組み内容	担当課	現状	計画
1	人権・男女共同をテーマにした講演会や講座を実施します。	生涯学習課	随時	継続
2	地域におけるうつについての理解をすすめるために、各地区において「うつ病の理解と予防」などの講演会や健康教育を開催します。	保健医療課	16回/年	16~20回/年

【学 校】

	取り組み内容	担当課	現状	計画
1	各学校で道徳の授業や学校の教育活動全体を通じて、命の尊さについて指導するとともに、学校での取り組みについても便りなどを通じて家族や地域に伝えていきます。	学校教育課	随時	継続

【職 場】

	取り組み内容	担当課	現状	計画
1	職域への対策として「うつ病の理解と予防」や「心の健康づくり」についての講演会を実施します。	保健医療課	2回/年	5回/年

②適切な医療を受けるための支援

【うつ状態等のスクリーニングの実施】

	取り組み内容	担当課	現状	計画
1	窓口等で、65歳以上の市民に介護予防のための基本チェックリストによるアンケートを実施し、「うつ・閉じこもり」の項目該当者に対し、介護予防事業への参加を促します。	介護高齢課	随時	継続
2	30～64歳の特定健診受診者にうつスクリーニングを実施し、ハイリスク者へは訪問により状況を把握し支援します。	保健医療課	全地区 実施	継続
3	産後うつスクリーニングを実施し、ハイリスク者へは訪問指導等を行います。	保健医療課	全産婦 実施	継続

【自殺の危険性が高い人への緊急対応】

	取り組み内容	担当課	現状	計画
1	過量服薬や自傷行為などの自殺企図を行い、119番通報があった市民を適切な医療へと繋ぐために、救急当番病院や精神科病院等へと搬送します。	消防本部	随時	継続

【精神疾患に対する対策の推進】

	取り組み内容	担当課	現状	計画
1	早期に精神科医療につなぐために、精神疾患を有する（と疑われる）市民に向けて面接相談や訪問指導を行います。	保健医療課	741件	継続

(4) 自殺予防を目的とした関係機関とのネットワークづくり

自殺の防止等に取り組む民間団体や庁内関係課との連携を強化します。

①関係機関とのネットワークづくり

	取り組み内容	担当課	現状	計画
1	「新潟いのちの電話」と共催で講演会などの事業を行います。	保健医療課	1回/年	1回/年
2	自殺の危険性がある市民を適切に支援できる体制を作るために、民生委員児童委員協議会との情報共有や連携を進めます。	保健医療課 福祉課	随時	継続
3	精神疾患を有する市民やその家族等の支援を行うために、家族会と連携し対応します。	福祉課	随時	継続
4	児童虐待や要保護児童、特定妊婦等の支援について、保健師、家庭相談員、児童相談所等と連携して、情報を共有しながら対応します。	福祉課	随時	継続
5	ひきこもりに関する支援は、青少年健全育成センター職員や保健師等、関係者と連携して、情報を共有しながら対応します。	生涯学習課 保健医療課	随時	継続
6	「村上市民の命の大切さと心の絆を深める自殺予防対策検討委員会」等を通じて、民間団体及び関係各課で共通認識を持ち、自殺予防のための取り組みを行います。	民間団体及び 庁内関係課	—	1回/年
7	県と連携しながら、自殺予防対策推進宣言団体（いのちとこころの応援団）の普及と事業登録団体の普及啓発します。	保健医療課 村上保健所	—	H27
8	市は、必要時後援となり、関係団体の活動を支援します。	保健医療課	随時	継続

資料編

- ・ 村上市民の命の大切さと心の絆を深める条例
- ・ 村上市民の命の大切さと心の絆を深める自殺
予防対策検討委員会条例
- ・ 村上市民の命の大切さと心の絆を深める自殺
予防対策検討委員会名簿
- ・ 村上市民の命の大切さと心の絆を深める自殺
予防対策検討委員及び関係団体の活動状況
- ・ 自殺対策基本法

村上市民の命の大切さと心の絆を深める条例

平成 26 年 6 月 26 日

条例第 32 号

自然に恵まれた美しいこのまちで暮らす市民一人ひとりが、村上市民憲章に謳われているとおり、「はぐくもう愛と思いやりのこころを」それが私たちの願いです。

だれもが安心して健やかに暮らせることが、大切であると考えます。

村上市においては、心の病などにより、尊い命が自殺により失われています。

市民一人ひとりが、命の大切さと心の絆を深めながら自殺予防に取り組み、市民みんなで支えあう村上市となるため、この条例を制定します。

(目的)

第 1 条 この条例は、自殺対策基本法(平成 18 年法律第 85 号)第 2 条に規定する基本理念に基づき、村上市(以下「市」という。)の自殺予防対策を総合的に推進することにより、自殺防止を図り、もって市民一人ひとりが安心して健やかに暮らせることを目指して、市民みんなで支えあう社会の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第 2 条 市は、国及び新潟県並びに関係機関と協力し、市の実態に即した行動計画を策定し、自殺予防対策を実施する責務を有する。

2 市は、事業主及び市民の責務に関する自殺予防対策の取組を支援するものとする。

(事業主の責務)

第 3 条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺予防対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康保持を図るため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民の責務)

第 4 条 市民は、自殺予防対策について関心と理解を深めるとともに、一人ひとりが自殺予防対策に向けた取組を行うように努めるものとする。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第 5 条 自殺予防対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、これらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(基本的施策)

第 6 条 市は、次に掲げる自殺予防対策に関する施策を実施するものとする。

- (1) 実態把握及び調査研究の推進
- (2) 関係機関及び民間団体との連携体制の構築
- (3) 相談員の資質向上及び人材養成

- (4) 心の健康づくり事業の推進
- (5) 市民への普及啓発の推進
- (6) 適切な医療の推進
- (7) その他自殺予防対策に関し必要な施策

2 市は、[前項各号](#)に掲げる施策を実施するため、自殺予防対策行動計画を策定し、進捗管理を行うものとする。

(委任)

第7条 [この条例](#)に定めるもののほか、[この条例](#)の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

[この条例](#)は、公布の日から施行する。

○村上市民の命の大切さと心の絆を深める自殺予防対策検討委員会条例

平成26年6月26日

条例第33号

(設置)

第1条村上市自殺予防対策行動計画（以下「行動計画」という。）の円滑な整備及び推進を図るため、村上市民の命の大切さと心の絆を深める自殺予防対策検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議する。

- (1) 行動計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 行動計画に基づく事業の実施に関すること。
- (3) その他市長が自殺予防対策上必要と認めること。

(組織)

第3条委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係する各種団体に属する者
- (2) 保健医療機関に属する者
- (3) 福祉関係機関に属する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 地域住民の代表
- (6) 前5号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の中から互選する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条委員会は、調査又は審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条委員会の庶務は、保健医療課において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第8条委員の報酬及び費用弁償は、村上市の特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成20年村上市条例第46号）に定めるところによる。

(委任)

第9条この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する

村上市民の命の大切さと心の絆を深める自殺予防対策検討委員会名簿

任期：平成26年8月1日～平成28年7月31日

(敬称略)

	団体名	役職名	氏名
1	村上市	副市長	鈴木源左衛門
2	村上地域振興局健康福祉部	地域保健課長	森脇千恵美
3	村上警察署	生活安全課長	齋藤 浩志
4	村上公共職業安定所	統括職業指導官	齋藤 裕
5	村上人権擁護委員協議会	副会長	富樫 勇巳
6	村上市岩船郡医師会	理事	馬場 肝作
7	村上商工会議所	事務局長	高橋 淳一
8	村上市民生委員児童委員協議会連合会	会長	楠田 正
9	新潟いのちの電話後援会下越支部	理事	齋藤 研
10	村上市PTA協議会	理事	福井 優子
11	村上市区長会連絡協議会	副会長	磯部 幸雄
12	NPO法人自殺防止ネットワーク風	住職	野田 尚道
13	新潟県下越地域のちとこころの支援センター	専門相談員	伊藤 聖子
14	村上地域老人クラブ連合会	理事	小田 貞治
15	村上市青少年健全育成センター	指導員	山田久美子
16	新潟県弁護士会	弁護士	加賀谷達郎
17	村上市消防本部	係長	瀬賀 誠
18	村上市福祉課	課長補佐	川内 靖
19	村上市介護高齢課	係長	加藤 誠一
20	村上市学校教育課	指導主事	小川 誠

事務局

保健医療課	課長	林 与市次
保健医療課健康支援室	課長補佐	菅原 順子
保健医療課健康支援室	係長	中村みゆき
保健医療課健康支援室	係長	川崎 健一
保健医療課健康支援室	保健師	石栗 美穂

村上市民の命と心の絆を深める自殺予防対策検討委員及び団体の活動状況

団体名	現在の活動内容	今後の取組
<p>村上地域振興局 健康福祉部</p>	<p>○職域を対象とした研修</p> <p>①下越森林管理署村上支署職員を対象に実施</p> <p>②関川村社会福祉協議会職員を対象に実施</p> <p>○気づき・つながり・見守り隊員の要請</p> <p>自殺予防メンタルヘルスサポーター育成研修会 関川村住民を対象に実施予定（会場：関川村公民館）</p> <p>○普及啓発</p> <p>①村上市・関川村の成人式での普及啓発活動</p> <p>アルコールパッチテストとリーフレットを配布</p> <p>②栗島浦村民を対象としたうつ病に関する普及セミナー</p> <p>③村上地域自殺対策推進キャンペーンの実施（村上市と共催）（会場：村上プラザ セントラルコート）</p> <p>④荒川産業祭でのブース設置（会場：荒川体育館）</p> <p>⑤メンタルヘルス講演会の開催（会場：関川村の一む）</p> <p>関川村、NPO 法人ホップステップげんきと共催で開催予定。</p> <p>⑥関川村福祉健康まつりでのブース設置（会場：関川村公民館）</p> <p>⑦イベント、講演会等での相談窓口入り啓発グッズの配布（随時）</p> <p>横断幕、のぼりの掲示</p> <p>○相談体制強化事業</p> <p>自殺ハイリスク者相談支援強化に係る事例検討会</p> <p>自殺ハイリスク者に接する機会のある職員を対象に開催（会場：村上市生涯学習推進センター） 年1回</p> <p>○市町村及び関係機関・団体への技術支援</p> <p>地域コミュニティ気づき・見守り体制（情報共有会議）構築事業</p> <p>地区単位で民生委員等ゲートキーパーを活用し、こころの悩みを抱える方を、身近な住民の「気づき」により拾い上げ、保健師等による早い段階でのアウトリーチに繋げる仕組みづくりを市町村等と連携し、実施する。</p> <p>○こころの健康相談会 精神科医師による相談会 年9回（会場：村上地域振興局健康福祉部）</p> <p>○その他</p> <p>村上地域自殺対策推進協議会の開催 年1回（会場：村上地域振興局健康福祉部）</p>	<p>継続</p>

	<p>【新潟県の取組】</p> <p>○自殺予防対策推進団体宣言（いのちとこころの応援団）の募集と登録。</p> <p>宣言団体への支援として、広報や相談窓口やメンタルヘルスに関する研修会等の情報提供及びゲートキーパー養成研修を実施する団体への講師派遣等を行う。</p> <p>11月13日 新発田労働基準協会主催の労務管理研修会での事業説明（会場：中条グランドホテル）</p>	
村上警察署	○自殺未遂者に対する個別指導	継続
村上公共職業安定所	○「働く人のメンタルヘルスヘルプサポートサイト」や「心の相談」などの関係機関から要請があった場合庁内に配置する。	継続
	○臨床心理士による相談（月2回）	
村上人権擁護委員会協議会	○小学生への人権教室の開催や中学生への人権講演会の開催	継続
	○「育てよう 思いやりの心・村上人権擁護委員会協議会」エコカラー手袋の配布（街頭指導）	
	○人権相談所の開設	
村上市医師会	○産業医や事業所を対象にした研修会の実施	未定
村上商工会議所	○9月の自殺対策推進月間の広報記事をむらかみ商工会議所に掲載	継続
	○無料弁護士相談（偶数月）	
村上市民生委員児童委員協議会連合会	○自殺予防研修会の参加	継続
	○近所の人の見守り等を行う	
	○市民からの相談に応じ、関係機関につなげる	
新潟いのちの電話後援会下越支部	○自殺防止街頭広報活動で、年1回村上プラザ・イオン入り口で実施（広報リーフレットの配布・相談電話番号カードの配布）	継続
	○こころの悩みを「聴く」セミナーの開催	
	○年1回下越地区で自殺予防講演会の実施	
	○自殺予防ポスター掲示	
村上市PTA協議会	○村上市岩船郡内の学校のPTA会員を対象に、年1回市PTA協議会研究会の開催（児童・生徒の健全育成に向けて講演や協議を行う）	継続
	○「いじめ見逃しゼロ県民運動」の一環として、年1回各中学校区で「いじめ見逃しゼロスクール集会」を実施	
	○県・関東ブロック・全国の各段階の研究大会に市PTA協議会役員会や会員が参加し、児童生徒の健全育成等について学習している	
	○新潟県、村上市、各小中学校が策定した「いじめ防止基本方針」	

	に基づいて、各学校と連携していじめ防止の取組を行っている	
村上市区長会連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○市や関係団体の開催する研修会等に参加する。 ○近所の人の見守り等行う。 	継続
NPO 法人自殺防止ネットワーク風	<ul style="list-style-type: none"> ○全国 53 寺（所）で自殺防止の相談所開設（新潟県内 4 ヶ所） ○「東日本大震災被災地での被災者・自殺者の現状と今後」シンポジウムの開催 ○命の大切さを語る集いとコンサートの開催 ○自死遺族支援のためのシンポジウムの開催 ○自殺防止相談員育成講座の開催 	継続
新潟県下越地域のちとこころの支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ○自殺のハイリスク者及び家族、関係者に対する相談活動 ○保健所精神保健福祉相談員と連携して、年 1 回、自殺ハイリスク事例検討会を実施 ○ワンストップ相談会の実施 ○新発田・村上・新津・佐渡の地域自殺対策協議会に参加 ○リレー型フォーラム等講演会でのリーフレットの配布 ○まちかど保健室への参加 	継続
村上地域老人クラブ联合会	<ul style="list-style-type: none"> ○友愛訪問活動 ○見守り活動 	継続

自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）

目次

- [第一章 総則（第一条—第十条）](#)
- [第二章 基本的施策（第十一条—第十九条）](#)
- [第三章 自殺総合対策会議（第二十条・第二十一条）](#)
- [附則](#)

第一章 総則（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移していることにかんがみ、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等に対する支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみとらえられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

3 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

4 自殺対策は、国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校、自殺の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係する者の相互の密接な連携の下に実施されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業主の責務)

第五条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第六条 国民は、自殺対策の重要性に対する関心と理解を深めるよう努めるものとする。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第七条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(施策の大綱)

第八条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱を定めなければならない。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概要及び政府が講じた自殺対策の実施の状況に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

(調査研究の推進等)

第十一条 国及び地方公共団体は、自殺の防止等に関し、調査研究を推進し、並びに情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。

2 国は、前項の施策の効果的かつ効率的な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(国民の理解の増進)

第十二条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺の防止等に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(人材の確保等)

第十三条 国及び地方公共団体は、自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る体制の整備)

第十四条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。**(医療提供体制の整備)**

第十五条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十六条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者に対する支援)

第十七条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者に対する適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等に対する支援)

第十八条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等に対する適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動に対する支援)

第十九条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止等に関する活動を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

第三章 自殺総合対策会議

(設置及び所掌事務)

第二十条 内閣府に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 第八条の大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(組織等)

第二十一条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣官房長官をもって充てる。

3 委員は、内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する

者をもって充てる。

- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(内閣府設置法の一部改正)

第二条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。第四条第二項中「保護」の下に「、自殺対策の推進」を加え、同条第三項第四十六号の二の次に次の一号を加える。

四十六の三 自殺対策の大綱（自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）第八条に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

第四十条第三項の表中

犯罪被害者等施策推進 会議	犯罪被害者等基本 法
------------------	---------------

を

犯罪被害者等施策推進 会議	犯罪被害者等基本 法
自殺総合対策会議	自殺対策基本法

に改める。